議案第６号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第３項の規定に基づきこれを報告し、承認を求める。

令和２年５月１日提出

北広島市長　　上　野　正　三

専　決　処　分　書

北広島市栄町の第１周辺緑地及び青葉町の第２周辺緑地において倒木の危険性がある樹木の剪定等が必要となったが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき次のとおり専決処分する。

令和２年度北広島市一般会計補正予算（第１号）

令和２年４月３日

北広島市長　上　野　正　三

令和２年度北広島市一般会計補正予算（第１号）

令和２年度北広島市一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

１　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ８，００８千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２８，１８５，９１０千円とする。
２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰入金		330,970	8,008	338,978
	1 基金繰入金	330,970	8,008	338,978
歳入合計		28,177,902	8,008	28,185,910

歳　出　　(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 土木費		6,360,807	8,008	6,368,815
	4 都市計画費	1,014,394	8,008	1,022,402
歳出合計		28,177,902	8,008	28,185,910

令和２年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

（一般会計補正予算第１号）

総括

(歳　入)　　(単位：千円)

款	補正前の額	補　正　額	計
20 繰入金	330,970	8,008	338,978
歳　入　合　計	28,177,902	8,008	28,185,910

歳入
20款 繰入金
1項 基金繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計
12 財政調整基金繰入金	38,000	8,008	46,008
計	330,970	8,008	338,978

(単位：千円)

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 財政調整基金繰入金	8,008	財政調整基金とりくずし　8,008

総括

(歳　出)

款	補正前の額	補　正　額	計
7 土木費	6,360,807	8,008	6,368,815
歳　出　合　計	28,177,902	8,008	28,185,910

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国道支出金	地方債	その他	
0	0	0	8,008
0	0	0	8,008

歳出

7款 土木費

4項 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3 公園管理費	176,600	8,008	184,608		0		8,008
計	1,014,394	8,008	1,022,402		0		8,008

(単位：千円)

節		説　　明
区　分	金　額	
12 委託料	8,008	公園管理経費　8,008 委託料　8,008 施設等維持管理委託　8,008